

ヘッジ会計の適用要件

企業会計ナビチーム 公認会計士 照沼景子

▶ Keiko Terunuma

当法人に入所後、約8年間監査部門に所属し、主に製造業の会計監査に従事。その後、一般事業会社に出向し、財務諸表作成業務に従事した。現在は、主に会計士向け研修の企画に従事する傍ら、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの執筆に携わっている。

企業会計ナビでは当法人のウェブサイトで、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

本シリーズでは、企業会計ナビが発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介しています。

今回は「わかりやすい解説シリーズ『ヘッジ会計』第4回：ヘッジ会計の適用要件」の一部を編集し、紹介します。

I 適用要件の必要性

ヘッジ手段となるデリバティブ取引は、原則として毎期末に時価評価され、評価損益が損益計算書に計上されます。一方、ヘッジ対象については必ずしもそうではありません。そこで、必要となるのがヘッジ会計です。ヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象とヘッジ手段から生じる損益を同一の会計期間に認識することによって、ヘッジ取引の効果（ヘッジ対象から発生した損益をヘッジ手段から発生した損益によって相殺しているという効果）を適切に会計に反映させることが可能になります。

ある取引がヘッジ取引に該当するか否かは、企業によって、ないしは個々の状況によって異なります。すなわち、同一の取引であっても、ある企業にとってはヘッジ取引に該当し、他の企業にとってはヘッジ取引に該当しないことがあります。また、同一の企業で行われる同一の取引であっても、ある場合にはヘッジ取引で、他の場合には非ヘッジ取引であることがあります。

そのため、事後的にヘッジ会計を選択・非選択する

ことによる利益操作を防止する観点から、ヘッジ会計は、事前に一定の要件を満たした場合にのみ、適用が認められています。また、ヘッジ会計の濫用（損益認識時点等を自由に操作すること）を防止するため、ヘッジ会計は、継続的にヘッジの高い有効性が保たれている場合にのみ、継続して適用することが認められています。

II ヘッジ取引開始時の適用要件(事前テスト)

ヘッジ取引開始時の適用要件として、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められることが挙げられます。

- ① 当該ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが文書により確認できる。
- ② 企業のリスク管理方針について明確な内部規定および内部統制組織が存在する。そして、当該ヘッジ取引が、内部規定・内部統制に従って処理されることが期待される。

①は、企業が比較的単純な形でヘッジ取引を行っている場合を想定しています。一方、②は、企業が多数のヘッジ取引を行っており、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが困難な場合を想定しています。

前記の要件を適用するに当たっては、以下の事前テストを実施することになります。

1. ヘッジ手段とヘッジ対象の明確化

企業はその活動を営む上でさまざまな相場変動リス

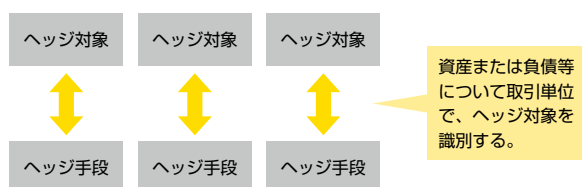
クにさらされています。そのため、ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ対象のリスクを明確にし、そのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを明確にする必要があります。また、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係について、正式な文書によって明確にしなければなりません。さらに、ヘッジ手段については、その有効性について事前に予測しておく必要があります。

2. ヘッジ有効性の評価方法の明確化

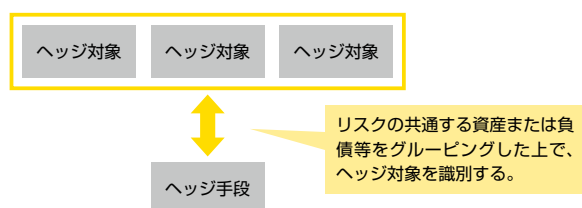
ヘッジ有効性の評価が適切であるかどうかは、リスクの内容、ヘッジ対象およびヘッジ手段の性質に依存します。そのため、企業はヘッジ開始時点で相場変動またはキャッシュ・フロー変動が有効に相殺されていることを評価するための方法を明確にしなければなりません。また、ヘッジ期間を通して、一貫して当初決めた有効性の評価方法を用いて、そのヘッジ関係が高い有効性をもって相殺が行われていることを確認しなければなりません。

ヘッジ対象の識別は、原則として、資産または負債等について取引単位で行います（個別ヘッジ）（<図1>参照）が、一定の要件*を満たした場合には、企業内の部門ごと、またはその企業において、リスクの共通する資産または負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）（<図2>参照）も認められます。企業は個別ヘッジによるか包括ヘッジによるかを事前に明示する必要があります。

▶ 図1 個別ヘッジのイメージ



▶ 図2 包括ヘッジのイメージ



Ⅲ ヘッジ取引開始時以降の適用要件（事後テスト）

1. ヘッジ有効性の継続的な評価

企業は指定したヘッジ対象とヘッジ手段の関係について、ヘッジ取引以後も継続して高い有効性が保たれていることを確かめなければなりません。すなわち、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動が、ヘッジ手段によって高い水準で相殺されているかどうかをテストしなければなりません。ヘッジの有効性の評価は、決算日に加え、少なくとも6カ月に1回程度は行う必要があります。

2. ヘッジ有効性の判定基準

ヘッジ有効性の判定は、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動額（またはキャッシュ・フロー変動額）の累計とヘッジ手段の相場変動額（またはキャッシュ・フロー変動）の累計とを比較し、両者の変動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲内であれば、両者の間に高い相関関係があると認められます。

ヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった場合は、ヘッジ会計の適用を中止しなければなりません。

ヘッジ有効性の判定に関する設例や、ヘッジ会計の中止については企業会計ナビをご覧ください。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、同シリーズで次の項目の解説を行っています。

- わかりやすい解説シリーズ「ヘッジ会計」
- 第1回：ヘッジ取引とヘッジ会計の必要性
 - 第2回：ヘッジ会計の方法①
 - 第3回：ヘッジ会計の方法②
 - 第4回：ヘッジ会計の適用要件
 - 第5回：ヘッジ会計の中止と終了

続きをご覧くださいになりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶ 企業会計ナビURL
www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting

※ ヘッジ対象となる資産または負債について、リスク要因（例：金利変動リスク、為替変動リスク）が共通しており、かつ、リスクに対する反応がほぼ同じである場合（満期日が同じ場合など）